

専門歯科技工士の英文認定証（Certificate, 電子版）発行について

一般社団法人日本歯科技工学会は、所定の研修を行い試験に合格した会員に対し、当法人専門歯科技工士として認定し、認定証を発行しております。

近年、日本の歯科技工士資格を有し、専門歯科技工士に認定された学会員が日本国外で歯科技工業務を行う機会が増加しているところです。そこで当法人では、専門歯科技工士として認定された会員に対し、和文認定証の記載内容と齟齬のない内容をもって英文認定証（Certificate, 電子版）を発行することといたしました。

英文認定証の発行を希望される会員は、下記アドレスまでその旨お知らせください。国内で歯科技工関係業務を行っている会員に対しても、ご希望に応じて英文認定証を発行いたします。

英文認定証発行申込先

gakkai6@kokuhoken.or.jp

一般社団法人 日本歯科技工学会 事務局

申込期限は特に設定されておられません。

認定証（Certificate）に記載される認定日と認定期間は和文認定証と同一です。

認定証を受領された場合、以下の点に留意の上、歯科技工業務の担当をお願いいたします。

1. 日本国内のすべての学会が発行する専門歯科技工士、認定歯科技工士、専門士、認定士等の資格は2021年12月現在、広告を認められておりません。
2. 上記資格について、広告にあたらぬ行為での表示は指針の範囲内で可能です*。
3. 日本国外における歯科技工業務、広告、資格の表示等については、当該国の法令等を遵守の上、会員個人の責任において対応してください。

*医療法における病院等の広告規制について、厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html

*医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針

（医療広告ガイドライン）、厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000772066.pdf>

ご不明の点は日本歯科技工学会事務局へ照会をお願いいたします。

gakkai6@kokuhoken.or.jp

一般社団法人 日本歯科技工学会 事務局

2021年12月

一般社団法人 日本歯科技工学会
専門歯科技工士制度運営委員会
専門歯科技工士認定委員会